

## 国民のみなさんへーアピールー

### 部落問題解決に逆行し同和利権を温存する「部落差別解消法」案を廃案にしましょう

「部落差別の解消の推進に関する法律」案は2016年5月19日、自民、公明、民進の3党共同提案で衆議院に提出されました。提案者は二階俊博（現自民党幹事長）議員外8名です。5月20日に、法務委員会閉会間際に法案を読み上げただけの趣旨説明がなされ、当初25日には質疑終局、採決と言われていましたが、日本共産党のみが質問を行ないました。

質疑で提案者は、何故法案を提案するのかという立法事実や法案の各条項について何ら説明しませんでした。一方質問に立った共産党議員は、2002年3月末に同和对策特別事業法を終結した根拠、特別対策の継続は差別解消に有効ではない、人口移動が進み同和地区や関係者を特定することが困難になったことなどを政府側に答弁させました。かつ自民党が対象地域及び住民を法的に固定化させるとして恒久的対策の根拠となる「基本法」に反対した以前の経緯にもふれ、部落問題解決の到達点を無視した時代錯誤の法案であることを明らかにしました。与党等は6月1日の会期末が迫っていたため、参議院での廃案を避けるため継続審議としました。

この法案は全6条からなり、①永久法であり ②「部落差別」の定義がなく ③旧対象地区を掘りおこし対象住民を洗いだす「差別の実態調査」を規定し ④国や自治体に施策を求めるなど、「部落差別の解消」どころか「差別の固定化・永久化」になりかねないものです。

そもそも部落問題とは、封建的身分制に起因する問題であり、国民の一部が歴史的に、また地域的に蔑視され、職業、居住、結婚の自由を奪われるなど、不当な人権侵害をうけ、劣悪な生活を余儀なくされてきた問題です。

戦後、平和と国民主権、基本的人権、民主主義を基調とする日本国憲法のもとで、次の4つを指標として部落問題の解決、国民融合をめざす取り組みが進められてきました。①部落が生活環境や労働、教育などで周辺地域との格差が是正されること、②部落問題にたいする非科学的認識や偏見にもとづく言動がその地域社会で受け入れられない状況が作りだされること、③部落差別にかかわって、部落住民の生活態度・習慣にみられる歴史的後進性が克服されること、④地域社会で自由な社会的交流が進展し、連帯・融合が実現することです。

1969年以降の33年間で国地方あわせて16兆円を投下して環境改善や教育・啓発の事業、市民的自立、社会的交流の増大が図られました。14年前の特別措置終結以降も、社会的交流は前進し、一部に問題がみられることもありますが、民主主義的対応で理解も進み、基本的には社会問題としての部落問題は解決したといえる状態に到達しています。

しかし、「部落民以外は差別者」と主張する「同和団体」と特別の関係を継続している一部の県や自治体等では、2000年に議員立法で成立施行された人権問題を差別問題に矮小化し「国民の差別意識」を問題にする「人権教育・啓発推進法」を根拠に同和教育・啓発を中心とする「同和特別措置」が継続されており、部落問題解決の歴史に逆行する行政・教育を終結させることが課題となっています。

「部落差別解消法」案は、「部落差別」の規定も無しに国民を差別意識の持ち主ときめつけ、表現の自由を萎縮させ、一部団体の「同和特権」の維持を図るものです。憲法の人権規定の無視や、立憲主義を壊し野党共闘・国民分断を狙う自民党の戦略が背景にあります。国民のみなさん、「部落差別」を固定化する時代逆行の悪法に反対する世論と運動を高め、必ずや廃案に追い込みましょう。

2016年8月30日

『「部落差別」固定化法に反対する連絡会議』準備会